

手続きチェックシート

離婚

山梨市に離婚届を出される方へ

協議離婚は、届け出た日から効力が発生します。
裁判離婚は、裁判が確定した日から10日以内に届出をしてください。

届出に必要なもの

- 離婚届（不受理届出が出ている場合事前に取り下げ）
- 本人確認書類

協議離婚の場合

- 証人（成年二人）の署名

判決離婚の場合

- 判決の謄本と確定証明書各1通

調停離婚の場合

- 調停調書の謄本1通

審判離婚の場合

- 審判書の謄本と確定証明書各1通

忘れずにお持ちください 

本人確認書類

各手続きで本人確認をいたします。以下の本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認ができるもの

官公署が発行した、顔写真付きの身分証明書

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード等
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書 他

2点で本人確認できるもの

- ・健康保険証、資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの学生証、法人が発行した身分証明書 他



【ご注意】

- ・離婚届の受理証明書について
新しい戸籍が取得可能になるまでに「転入」「転出」等の手続きを行う場合、「受理証明書」を取得していただくことでスムーズに手続きを行うことができます。
 - ・受理証明書の発行場所は、東館1階市民課市民・年金担当です。（約15分程度）
- ※戸籍が仕上がるまでに、通常届出が出されてから10日から2週間ほどかかります。

住民票・保険

令和7年4月 現在

該当	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先	手続き済
☐	氏(姓)に変更がある方	◆ 住民票の氏(姓)の変更に伴う手続き ・住民異動届 ・印鑑登録 ・マイナンバーカード ※暗証番号の入力が必要です。忘れてしまった場合は初期化の手続きを行います。(数字4桁・英数字6～16桁)	市民課 (東館1階)	☐
		◆ 印鑑登録の変更手続き ・印鑑 ・登録済の印鑑登録証(カード)		☐
☐	前配偶者の社会保険の扶養から外れる方	◆ 国民年金1号取得手続き ・社会保険喪失証明 ◆ 国民健康保険加入 ・社会保険喪失証明	健康増進課 (東館1階)	☐
☐	国民健康保険各種認定証をお持ちで記載事項に変更がある方	◆ 各種認定証の変更手続き ・変更前の認定証		☐
☐	国民健康保険の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの記載事項に変更がある方	◆ 資格確認書または資格情報のお知らせの交付 ・保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのうち、お持ちのもの		☐

福祉



該当	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先	手続き済
☐	各種障害者手帳をお持ちの方	◆ 本人・保護者の氏名変更手続き ・交付されている各種障害者手帳 ・印鑑	福祉課 (東館1階)	☐
☐	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	◆ 氏名変更、世帯構成員の変更に伴う受給要件の再判定・保険情報の変更手続き ・重度心身障害者医療費受給者証 ・印鑑 ・保険証、資格確認書		☐
☐	各種自立支援医療受給者証をお持ちの方	◆ 氏名変更、世帯構成員の変更に伴う上限額等の変更手続き ・自立支援医療受給者証 ・印鑑 ・加入している健康保険資格証明書(保険証・資格証明書・マイナ保険証等) ・特定疾病受給者証(透析患者のみ)		☐
☐	障害福祉サービス・児童通所支援を利用されている方	◆ 氏名変更、世帯構成員の変更に伴う所得区分変更手続き ・受給者証 ・印鑑		☐
☐	各種手当を受給されている方	◆ 氏名変更手続き ・受給していることがわかる書類 ・印鑑 ※ 対象児童を監護する者が変更になる場合、喪失・新規申請の手続きがあります。(要相談)		☐



該当	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先	手続き済
☐	児童手当を受給中の方	◆ 受給者の変更手続きなど ・請求者の健康保険証、資格確認書 ・通帳の写しまたは振込口座の確認できるもの ・マイナンバーカード(請求者の分) ※ その他、世帯の状況に応じて必要となる書類があります。詳しくは窓口でお問い合わせください。	こども・子育て課 (東館1階)	子育て推進担当 ☐
☐	保育園・幼稚園に通っている子どもがいる方	◆ 氏名・家族構成の変更手続き ・変更届 ・マイナンバーカード ※ 保育料・副食費が変わる場合があります。詳しくは保育担当までお問い合わせください。		保育担当 ☐
☐	保護者に変更がある方	◆ 保護者変更手続き ・保護者変更届 ・住民票謄本(本籍・世帯主・続柄記載) ・給食費口座の変更	学校教育課 (西館3階)	☐
☐	氏名に変更がある方	◆ 氏名変更手続き ・氏名変更届 ・住民票謄本(本籍・世帯主・続柄記載) ・給食費口座の変更		学校教育担当 ☐
☐	経済的な支援が必要な方	◆ 就学援助費申請 ・要保護・準要保護就学援助費受給申請書 ・印鑑 ・振込先口座がわかるもの ・その他要件ごとに必要書類があります。 ※ 認定には要件があります。詳しくは事前に担当までご相談ください		☐

水道

該当	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先		手続き済
☐	水道使用者に変更がある方	◆ 使用者変更の手続き	上下水道課 (西館1階)	上水道 庶務担当	☐

庁舎配置図



手続きの詳細は、担当窓口にお問い合わせください。